

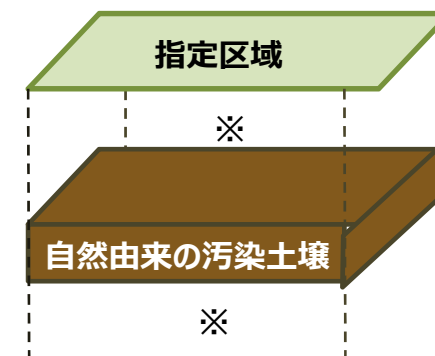
現行の汚染土壌搬出時の取扱い

- 土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害の防止等を目的に、土壌汚染が確認された土地の区域指定や、汚染土壌の区域外への搬出の方法等を規定。
- 自然の土壌に含まれるひ素やふっ素等による土壌汚染が確認された土地は、その物質について「自然由来特例区域」に指定。
- 汚染土壌を区域外に搬出する時は、汚染の拡散のおそれがあるため、全量、汚染土壌処理施設における処理が必要。
ただし、この土壌の中には、汚染されていない土壌が存在する可能性があることから、「認定調査」として法対象の全ての有害物質（25種類）について深度方向の土壌調査を行い、基準に適合していることを確認した部分の土壌（右図の※の部分の土壌）は、健全土として取扱うことができ、処理施設への搬出は不要。

「自然由来特例区域」の指定数

地域	指定数
全国	103
大阪府	18

(平成28年3月1日現在)



特区で活用する特例措置

「自然由来特例区域」で、指定後、新たな汚染のおそれが確認されない場合の土壌搬出時認定調査の対象は、全ての有害物質（25種類）ではなく、区域指定の対象物質についての調査で足りることとする。

大阪府域において、自然由来特例区域中の土壌について効率的に汚染状態の判定を行うことにより、建設工事の迅速化、資源の有効活用等を図る。

まずは、大阪市内（梅田周辺）の「自然由来特例区域」において、特例措置を活用予定
【H28年4月から】